

# 倉敷市男女共同参画審議会委員名簿

(50音順・敬称略)

平成31年4月現在

氏名	役職名
浅野 静子	倉敷市民生委員児童委員協議会 監事
新任 荒井 佐和子	川崎医療福祉大学医療福祉学部臨床心理学科 講師
新任 安藤 順浩	倉敷商工会議所青年部会長
新任 安藤 正人	倉敷人権擁護委員協議会 委員
新任 板谷 利昭	(株)クラレ 倉敷事業所 総務部部長
新任 乾 知樹	倉敷市小学校長会 (倉敷市立第一福田小学校長)
新任 入船 郁子	岡山労働局雇用環境・均等室長
新任 衛藤 靖乃	市民公募
新任 大澤 貴美子	岡山大学 グローバル人材育成院 グローバル・ディスカバリー・プログラム 准教授
新任 岡部 由佳	連合岡山 倉敷地域連絡会 (全天満屋労働組合 支部書記次長)
新任 小野 淑子	市民公募
新任 日下 知章	山陽新聞社 倉敷本社 取締役 倉敷本社代表
新任 坂本 美恵子	市民公募
土居 里江	くらしき作陽大学音楽学部 准教授
西本 千恵	岡山県男女共同参画推進センター 所長
新任 花田 義久	倉敷市PTA連合会 常任委員
新任 福添 信子	倉敷市中学校長会 (倉敷市立郷内中学校長)
新任 文屋 勝	倉敷警察署生活安全課警部補
新任 眞次 浩司	倉敷市立短期大学 教授
山本 愛子	岡山弁護士会 弁護士

20名 (男性8名, 女性12名)

○倉敷市男女共同参画条例 (抜粋)

平成12年12月22日

条例第43号

改正 平成21年3月26日条例第17号

平成25年12月26日条例第53号

第4章 倉敷市男女共同参画審議会

(設置等)

第29条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、倉敷市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議するものとする。
  - (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
  - (2) DV防止計画の策定及び変更に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、施策の基本的事項及び重要事項
- 3 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第30条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) 関係団体から推薦された者
  - (4) 事業者から推薦された者
  - (5) 市民
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第32条 審議会は、必要に応じて専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。